

平成29年4月20日

放送受信料にかかる強制執行の申し立てについて

NHKは本日、19都道府県の39人について、放送受信料の回収のため、強制執行の申立書をその所在地を管轄する地方裁判所に発送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、依然としてお支払いをいただいております。3月23日までに強制執行の実施を予告したうえでお支払いをお願いしても、なお応じていただけなかったため、やむを得ず本日の申し立てに至りました。

今後は、裁判所の強制執行手続きにより、放送受信料の収納を図っていきます。

【申し立ての概要】

対象者 19都道府県39人

(北海道2、茨城県3、埼玉県2、千葉県2、東京都4、神奈川県4、新潟県2、石川県1、福井県1、長野県1、静岡県1、愛知県2、京都府3、大阪府3、広島県3、香川県1、福岡県2、大分県1、宮崎県1)

数字は人数

※ 予告は平成29年3月23日までに実施済み